

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊根町長 吉本 秀樹

市町村名 (市町村コード)	伊根町 (26463)
地域名 (地域内農業集落名)	伊根・朝妻地区 (日出、大原、新井、井室、六万部、泊、津母、峠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者の高齢化が課題であるが、当面現状維持で耕作が続けられる状況にある。現状としては、担い手はいるが、十分ではない。また、農地を守るためには、機械のメンテナンス、肥料などの費用が多く必要。また、高齢化していく中で、草刈り作業が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・将来の農地利用の在り方については、耕作放棄地の発生防止のため、効率的な集積を図る。  
 ・水稲生産を中心とした農業経営を継続し、条件が悪い圃場は「そば」の生産を行い、耕作放棄地発生防止を図る。  
 ・農業用施設の維持管理対策として、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を継続して活用する。  
 ・新規就農者の受け入れ体制を構築し、新規就農者の確保を図る。  
 ・化学合成農薬や化学合成肥料を通常の栽培より半分以下に減らして栽培することで消費者が安心感を持って購入できるようにしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農用地区域内の農地

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・定期的な協議の場の設定を行い、農地の効率的な土地利用と生産性の向上に繋げていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・人材連携を行い、多種業務の人材を確保する。 ・集落営農の組織化や農地の維持・管理の活動等を支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②化学合成農薬や化学合成肥料を通常の栽培より半分以下に減らして栽培することで消費者が安心感を持って購入できるようにしていく。
- ③ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する。
- ⑦耕作放棄地等の発生防止のため、農地を耕作可能な状態にしておく。